

君津市社会福祉協議会の ふれあい相談室

☆あなたの日常生活の心配ごと相談をお受けします。
一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

☆あなたのプライバシーは守ります。知り得た内容は決して漏らしません。
「電話相談」と「面接相談」があります。

☆君津市民が対象、**相談はすべて無料**です。まずはお電話ください。
電話をかけることで、解決への第一歩が踏み出せます。

☆相談場所は、君津市保健福祉センター(ふれあい館)の3階です。
小糸・小櫃・上総地区の心配ごと相談は各公民館でも行っています。



君津市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ほのびー

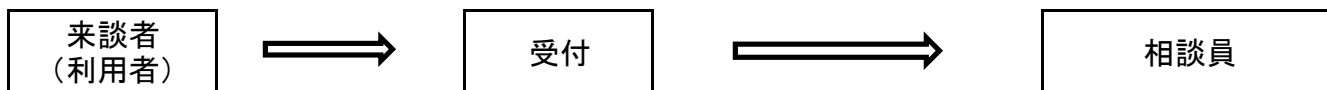
所在地 君津市久保3丁目1番1号
君津市保健福祉センター(ふれあい館)3階
電話番号 0439(55)0444 (直通)
FAX番号 0439(27)1155

相談の種類	相談者	こんな相談ができます	
法律相談 (要予約) 一人30分の 面接相談 ※年1回の 利用に限る	弁 護 士	<p>* 弁護士が相談内容に応じた法律の一般的な説明を行い問題を解決する際の参考にしていただくための相談です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続・遺言の方法 ・結婚・養子縁組 ・離婚の手続き、親権 ・不動産の売買・購入・登記に関すること ・人権侵害に関すること ・交通事故等損害賠償に関すること ・保証人に関すること 	
		い つ	ど こ で
		毎月第1火曜日・第3金曜日 午後1時～午後4時 * 祝日・年末年始を除く ※当該月の前月の16日から予約受付	ふれあい相談室
<p>* 次に掲げる場合は、原則として、「法律相談」をご利用いただくことができません。また、契約書や答弁書等の書類の作成などには行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既に弁護士に依頼してある場合 ②相談内容が訴訟中で、現在裁判所で審理中の場合 ③同じ案件の繰り返しの相談の場合 			

相談の種類	こんな相談ができます		
心配ごと 相談 一人50分	* 家庭内など日常生活の中での様々な悩みごと、心配ごとの相談。 ※相談内容に応じ、法律相談等、専門相談への勧めや、 行政等専門機関の情報提供をします。		
	相談者	いつ	どこで
	民生委員 児童委員 (君津地区) 面接相談	毎月第2・第4木曜日 午後1時～午後4時 * 祝日・年末年始を除く	ふれあい相談室
	民生委員 児童委員 (君津地区以外) 面接相談	市が主催する市民相談にあわせ 開設 午後1時～午後4時 * 祝日・年末年始を除く	小糸・小櫃・上総地区 各公民館で開設
相談室 専任相談員 面接相談 電話相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 * 祝日・年末年始を除く	ふれあい相談室	

※相談日は都合により変更になる場合があります。「福祉きみつ」や「広報きみつ」の案内を参照ください。

相談の流れ



・誰かに話を聞いてもらいたい
 ・どこに相談したら良いかわからない

①ふれあい相談室(専任相談員)
 電話・来所

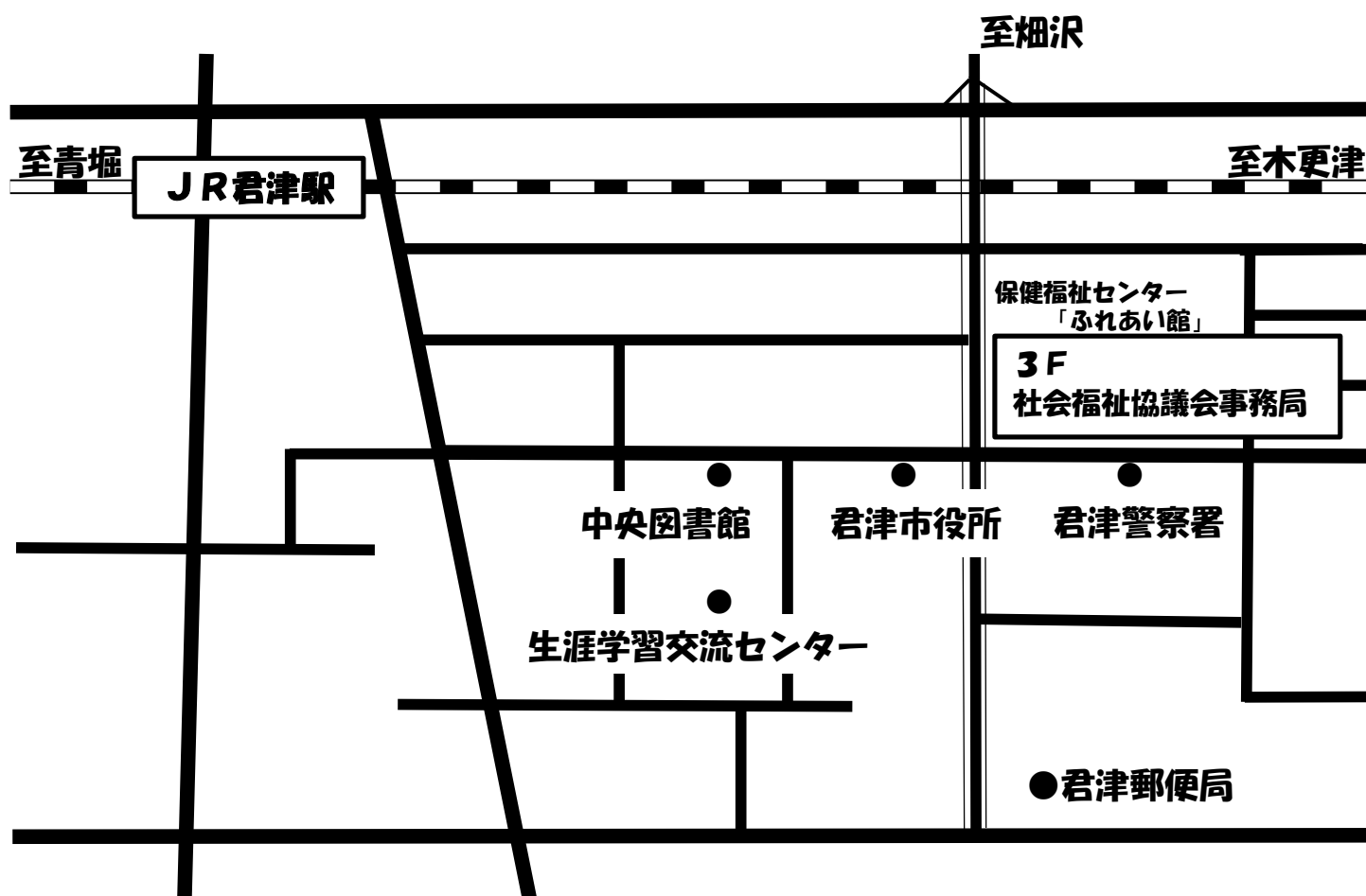
心配ごと相談員
 専任相談員
 弁護士(要予約)

②各公民館(市民相談員)
 来所

心配ごと相談員

※相談内容により、継続的支援、他機関との連携による紹介及び情報提供をします。

君津市保健福祉センター周辺図



《 ご 案 内 》

君津市社会福祉協議会
(保健福祉センター「ふれあい館」内)
TEL 57-2250
FAX 54-2941

- 月～金曜日 8:30～17:15
- 土曜日・日曜日・祝日及び
年末年始(12/29～1/3)は休み

ふれあい相談室
(保健福祉センター「ふれあい館」内)
TEL 55-0444
FAX 27-1155

- 月～金曜日 9:00～16:00
- 土曜日・日曜日・祝日及び
年末年始(12/29～1/3)は休み

ボランティアセンター
(保健福祉センター「ふれあい館」内)
TEL 55-0294
FAX 55-0099

- 月～金曜日 9:00～17:00
- 土曜日・日曜日・祝日及び
年末年始(12/29～1/3)は休み